

# 青森県報

第二千四百七十八号

平成十七年  
五月十八日  
(水曜日)

## 目次

### 規 則

青森県営住宅規則の一部を改正する規則……………(建築住宅課) …… 一

### 告 示

結核予防法による指定医療機関の指定の辞退……………(保健衛生課) …… 二

結核予防法による医療機関の指定……………(保健衛生課) …… 二

介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………(高齢福祉課) …… 二

介護保険法による居宅介護支援事業者の指定……………(高齢福祉課) …… 二

特定計量器の定期検査の実施……………(商工政策課) …… 二

漁業災害補償法による加入区の設定の一部改正……………(団体経営改善課) …… 四

過疎地域自立促進特別措置法による公共下水道に関する工  
事の完了……………(都市計画課) …… 五

旧過疎地域活性化特別措置法による公共下水道に関する工  
事の完了……………(都市計画課) …… 五

右 同……………(都市計画課) …… 六

右 同……………(都市計画課) …… 六

右 同……………(都市計画課) …… 六

右 同……………(都市計画課) …… 六

証紙売りさばき人の指定……………(出納課) …… 七

漁船保険付保義務の発生……………(農林水産所) …… 七

青森県福祉のまちづくり条例による適合証の交付の公表……………(障害福祉課) …… 七

### 公 告

開発行為に関する工事の完了……………(建築住宅課) …… 七

出先機関

土地改良事業の工事の完了……………(農林水産所) …… 八

土地改良区の役員の就任……………(農林水産所) …… 八

土地改良区の役員の住所変更……………(農林水産所) …… 八

土地改良事業の工事の完了……………(農林水産所) …… 八

右 同……………(農林水産所) …… 九

教育委員会……………(義務教育課) …… 一〇

平成十七年度教科書展示会の時期及び場所……………(義務教育課) …… 一〇

## 規 則

青森県営住宅規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年五月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第七十六号

青森県営住宅規則の一部を改正する規則

青森県営住宅規則(昭和三十七年二月青森県規則第八号)の一部を次のように改  
正する。

別表第一多賀台団地の項中「百三十七戸」を「百十四戸」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

青森県告示第四百二十四号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定により、次の指定医療機関がその指定を辞退したため、結核予防法施行令（昭和二十六年政令第百四十二号）第二条の六第六第二項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十七年五月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	市浦村国民健康保険医科診療所	所 在 地	北津軽郡市浦村大字相内字相内二七三	指 定 年 月 日	平成十七・四・二七
-----	----------------	-------	-------------------	-----------	-----------

青森県告示第四百二十五号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、同法第三十四条及び第三十五条に規定する医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行令（昭和二十六年政令第百四十二号）第二条の六第一項の規定により告示する。

平成十七年五月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	あおぞら薬局南城西店 五所川原市国民健康保険 市浦医科診療所	所 在 地	弘前市大字南城西二丁目五の二五 五所川原市相内二七三	指 定 年 月 日	平成十七・四・三 一七・三六
-----	--------------------------------------	-------	-------------------------------	-----------	-------------------

青森県告示第四百二十六号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成十七年五月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サービス事業者 名 称 又は氏名	東洋シルバールサービス株式会社	主たる事務所の所在地又は住所	青森市中佃三丁目七の二三	居宅サービスの種類	訪問看護	居宅サービス事業所 名 称	エコールヘルパーセンター	所在地	弘前市大字駅前二丁目八の三	指 定 年 月 日	平成十七・四・二五
東洋シルバールサービス株式会社	青森市中佃三丁目七の二三	訪問看護	エコール訪問看護ステーション	弘前市大字駅前二丁目八の三	"						

青森県告示第四百二十七号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり居宅介護支援事業を行う者を指定したので、同法第八十五条第一項の規定により公示する。

平成十七年五月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅介護支援事業者 名 称	東洋シルバールサービス株式会社	主たる事務所の所在地	青森市中佃三丁目七の二三	居宅介護支援事業を行う事業所 名 称	エコール居宅介護支援センター	所在地	弘前市大字駅前二丁目八の三	指 定 年 月 日	平成十七・四・二五
--------------------	-----------------	------------	--------------	-----------------------	----------------	-----	---------------	-----------	-----------

青森県告示第四百二十八号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定により、次のとおり特定計量器の定期検査を実施するので、同法第二十一条第二項の規定により公示する。

平成十七年五月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

実 施 期 日	平成十七年 六月十三日	六月十四日	六月十五日	六月十六日	六月十七日	六月二十日	六月二十一日	六月二十二日	六月二十三日	六月二十四日	六月二十五日	六月二十六日	六月二十七日	六月二十八日	六月二十九日	六月三十日	七月一日	七月四日	七月五日
実施 場 所	農 村 環 境 改 善 セ ン タ ー	深 浦 町 役 場	岩 崎 公 民 館 南 分 館	つ が る 白 神 農 業 協 同 組 合 赤 石 支 店	ふ れ あ い と 創 造 の 館	つ が る 白 神 農 業 協 同 組 合 赤 石 支 店	つ が る 白 神 農 業 協 同 組 合 赤 石 支 店	つ が る 白 神 農 業 協 同 組 合 赤 石 支 店	つ が る 白 神 農 業 協 同 組 合 赤 石 支 店	つ が る 白 神 農 業 協 同 組 合 赤 石 支 店	つ が る 白 神 農 業 協 同 組 合 赤 石 支 店	つ が る 白 神 農 業 協 同 組 合 赤 石 支 店	つ が る 白 神 農 業 協 同 組 合 赤 石 支 店	つ が る 白 神 農 業 協 同 組 合 赤 石 支 店	つ が る 白 神 農 業 協 同 組 合 赤 石 支 店	つ が る 白 神 農 業 協 同 組 合 赤 石 支 店	つ が る 白 神 農 業 協 同 組 合 赤 石 支 店	つ が る 白 神 農 業 協 同 組 合 赤 石 支 店	つ が る 白 神 農 業 協 同 組 合 赤 石 支 店
検査 対 象 区 域	深 浦 町	深 浦 町	深 浦 町	深 浦 町	深 浦 町	深 浦 町	深 浦 町	深 浦 町	深 浦 町	深 浦 町	深 浦 町	深 浦 町	深 浦 町	深 浦 町	深 浦 町	深 浦 町	深 浦 町	深 浦 町	深 浦 町

実 施 期 日	六月二十一日	六月二十二日	六月二十三日	六月二十四日	六月二十五日	六月二十六日	六月二十七日	六月二十八日	六月二十九日	六月三十日	七月一日	七月四日	七月五日
実施 場 所	木 造 町 農 業 協 同 組 合 柴 田 事 業 所	木 造 若 草 館	館 岡 コ ミ ュ ニ テ ィ 消 防 セ ン タ ー	中 央 公 民 館	リ ン ゴ セ ン タ ー	中 村 支 店	つ が る 白 神 農 業 協 同 組 合 赤 石 支 店	つ が る 白 神 農 業 協 同 組 合 赤 石 支 店	つ が る 白 神 農 業 協 同 組 合 赤 石 支 店	つ が る 白 神 農 業 協 同 組 合 赤 石 支 店	つ が る 白 神 農 業 協 同 組 合 赤 石 支 店	つ が る 白 神 農 業 協 同 組 合 赤 石 支 店	つ が る 白 神 農 業 協 同 組 合 赤 石 支 店
検査 対 象 区 域	深 浦 町	深 浦 町	深 浦 町	深 浦 町	深 浦 町	深 浦 町	深 浦 町	深 浦 町	深 浦 町	深 浦 町	深 浦 町	深 浦 町	深 浦 町

つ  
が  
る  
市

七月六日	午前十時三十分から 正午まで	つがる市消防署森田分署裏 車庫	
七月七日	午前十時三十分から 正午まで		
七月十一日	午前十一時から 午前十一時三十分まで	谷地頭農民研修センター	
"	午後一時から 午後二時まで	六川目公民館	
"	午後二時三十分から 午後三時まで	淋代公民館	
七月十二日	午前九時三十分から 正午まで	おいらせ農業協同組合倉庫	
七月十三日	午前九時三十分から 正午まで	西古間木町内会館	三沢市
七月十四日	午前九時三十分から 正午まで		
"	午後一時から 午後三時まで	三沢市役所裏車庫	
七月十五日	午前九時三十分から 正午まで		
七月十九日	午前十時三十分から 正午まで	相馬村役場裏利雪創造セン ター	相馬村
"	午後二時三十分から 午後三十分まで	相馬村農業協同組合相馬支 所	
七月二十日	午前十時から 正午まで	岩木町役場前	
"	午後一時から 午後三時まで		岩木町
七月二十一日	午前九時三十分から 午前十時三十分まで	つがる弘前農業協同組合百 沢支店	
"	午前十一時三十分から 午前十一時まで	嶽温泉「西沢旅館」前	
"	午後二時三十分から 午後三時まで	大白公民館	

"	午後二時三十分から 午後三時まで	村市「大滝商店」前	西目屋村
七月二十二日	午前九時三十分から 午前十一時三十分まで	西目屋村役場車庫	

青森県告示第四百二十九号

昭和五十年九月六日青森県告示第六百六十六号（漁業災害補償法による加入区の設定）の一部を次のように改正する。

平成十七年五月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

二の表大畑町区域の項を次のように改める。

大畑町区域	1 総トン数十トン未満の漁船により行う漁業であつて、主としていかつり漁業
大畑町漁業協同組合の地区	2 小型定置漁業であつて、甲の地区の者が行う漁業
うち甲の地区	3 総トン数九十トン以上百トン未満の漁船により行ういかつり漁業であつて、甲の地区の者が行う漁業
むつ市大畑町八幡湯坂、湯坂下、孫次郎間、大畑道、二枚橋、釣屋浜、木野部、佐助川、赤川、涌館、高橋川、小目名村、小目名家ノ下、奈良ノ木平、添木及び袋石の区域	4 総トン数十トン以上二十トン未満の漁船により行ういかつり漁業であつて、甲の地区の者が行う漁業
うち乙の地区	5 底建網漁業であつて、甲の地区の者が行う漁業
甲の地区を除く区域	6 底建網漁業といかつり漁業以外の漁業を併せ営む漁業であつて、甲の地区の者が行う漁業
	7 総トン数二十トン以上百トン未満の漁船により行ういかつり漁業であつて、乙の地区の者が行う漁業
	8 総トン数十トン以上二十トン未満の漁船により行ういかつり漁業であつて、乙の地区の者が行う漁業
	9 底建網漁業であつて、乙の地区の者が行う漁業

二の表平館村第一区域の項、平館村第二区域の項及び平館村第三区域の項を次のように改める。

平館村第一区域 平館村漁業協同組合の地区のうち、字平館元宇田、字平館弥蔵釜、字平館石崎沢及び字平館石崎長屋形の区域	1 底建網漁業
平館村第二区域 平館村漁業協同組合の地区のうち、字平館後田、字平館門の沢、字平館田の沢、字平館太郎右工門沢、字平館鳥井沢、字平館長屋形、字平館根岸山居、字平館根岸湯の沢の区域	1 底建網漁業
平館村第三区域 平館村漁業協同組合の地区のうち、字平館磯山の区域	1 小型定置漁業及び底建網漁業

青森県告示第四百三十号

過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第十五条第一項の規定により行った次の公共下水道の終末処理場の設置に関する工事が完了したので、過疎地域自立促進特別措置法施行令（平成十二年政令第百七十五号）第八条第一項後段の規定により告示する。

平成十七年五月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 公共下水道の名称

新郷村特定環境保全公共下水道

二 工事の区域  
終末処理場

三戸郡新郷村大字戸来字金ヶ沢森ノ下三地内

三 工事の内容

終末処理場

水処理設備工事

四 工事の完了の日

平成十七年一月二十七日

青森県告示第四百三十一号

過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）附則第四条第二項の規定によりなお効力を有することとされる旧過疎地域活性化特別措置法（平成二年法律第十五号）第十四条の二第一項の規定により行った次の公共下水道の終末処理場の設置に関する工事が完了したので、過疎地域自立促進特別措置法施行令（平成十二年政令第百七十五号）附則第二条の規定によりなお効力を有することとされる旧過疎地域活性化特別措置法施行令（平成二年政令第九十一号）第八条の二第一項後段の規定により告示する。

平成十七年五月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 公共下水道の名称

つがる市特定環境保全公共下水道

二 工事の区域

終末処理場

つがる市富港町三室六二の二地内

三 工事の内容

終末処理場

水処理設備工事

四 工事の完了の日

平成十七年三月三十日

青森県告示第四百三十二号

過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）附則第四条第二項の規定によりなお効力を有することとされる旧過疎地域活性化特別措置法（平成二年法律第十五号）第十四条の二第一項の規定により行った次の公共下水道の幹線管渠及び終末処理場の設置に関する工事が完了したので、過疎地域自立促進特別措置法施行令（平成十二年政令第七十五号）附則第二条の規定によりなお効力を有することとされる旧過疎地域活性化特別措置法施行令（平成二年政令第九十一号）第八条の二第一項後段の規定により告示する。

平成十七年五月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 公共下水道の名称

外ヶ浜町特定環境保全公共下水道

二 工事の区間及び区域

1 幹線管渠

東津軽郡外ヶ浜町字平館後田六三地区内から同字四六地区内まで

2 終末処理場

東津軽郡外ヶ浜町字平館弥蔵釜四一及び四七の一地区内

三 工事の内容

1 幹線管渠

管路設備工事

2 終末処理場

管理汚泥棟工事

四 工事の完了の日

平成十七年三月二十九日

青森県告示第四百三十三号

過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）附則第四条第二項の規定によりなお効力を有することとされる旧過疎地域活性化特別措置法（平成二年法律第十五号）第十四条の二第一項の規定により行った次の公共下水道の終末処理場の設置に関する工事が完了したので、過疎地域自立促進特別措置法施行令（平成十二年政令

第七十五号）附則第二条の規定によりなお効力を有することとされる旧過疎地域活性化特別措置法施行令（平成二年政令第九十一号）第八条の二第一項後段の規定により告示する。

平成十七年五月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 公共下水道の名称

外ヶ浜町特定環境保全公共下水道

二 工事の区間及び区域

終末処理場

東津軽郡外ヶ浜町字三厩東町二四九の一地区内

三 工事の内容

終末処理場

水処理設備工事

四 工事の完了の日

平成十七年三月三十日

青森県告示第四百三十四号

過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）附則第四条第二項の規定によりなお効力を有することとされる旧過疎地域活性化特別措置法（平成二年法律第十五号）第十四条の二第一項の規定により行った次の公共下水道の終末処理場の設置に関する工事が完了したので、過疎地域自立促進特別措置法施行令（平成十二年政令第七十五号）附則第二条の規定によりなお効力を有することとされる旧過疎地域活性化特別措置法施行令（平成二年政令第九十一号）第八条の二第一項後段の規定により告示する。

平成十七年五月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 公共下水道の名称

佐井村特定環境保全公共下水道

二 工事の区域

終末処理場

下北郡佐井村大字佐井字大佐井川目五六の一内地

三 工事の内容

終末処理場

水処理設備工事

四 工事の完了の日

平成十六年十月二十一日

青森県告示第四百三十五号

青森県収入証紙の売りさばき人を次のとおり指定したので、青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第九条の規定により告示する。

平成十六年五月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 売りさばき人の住所及び名称

東津軽郡外ヶ浜町字三厩本町九

三 厩村漁業協同組合

二 指定年月日

平成十七年五月十八日

三 売りさばき場所

東津軽郡外ヶ浜町字三厩本町九

青森県告示第四百三十六号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条の二第二項の規定による次の発起人の次の加入区に係る届出について審査した結果、同法第一百二十二条第一項の規定による同意があったと認めため、同法第一百二十二条の二第三項の規定により公示する。

平成十七年五月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名

加 入 区 の 名 称

下北郡東通村大字白糠字浜通一三四番地	東 田 義 廣	白 糠
下北郡東通村大字白糠字向流下一番地	遠 山 一 雄	
下北郡東通村大字白糠字鳥ノ沢三番地二	伊 勢 田 啓 吉	
下北郡東通村大字小田野沢字南通四一番地	川 端 幸 三 郎	小 田 野 沢
下北郡東通村大字小田野沢字浜通七七番地	二 本 柳 勝	
下北郡東通村大字小田野沢字中川目五五番地三四二	川 口 克 忠	

公 告

青森県福祉のまちづくり条例による適合証の交付の公表

青森県福祉のまちづくり条例（平成十年十月青森県条例第四十六号）第十三条第二項の規定により、次のとおり適合証を交付したので、同条第三項の規定により公表する。

平成十七年五月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

適合証交付に係る 公共的施設の名称	所 在 地	種 類	交 付 年 月 日
マックスバリュ板柳店	北津軽郡板柳町大字灰沼字 東二六六の一の外	物品販売 用店舗	平成二七・五・一〇
東八戸病院	埼玉県坂戸市日の出町一二 の二〇の八〇一	病 院	"

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了

次のとおり開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律

第百号)第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十七年五月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

開発区域(工区)に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
上北郡下田町染屋八三の一九及び八三の二七から八三の四四まで	上北郡百石町字下明堂三〇の一九 佐々木商事株式会社

**出 先 機 関**

土地改良事業の工事の完了

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第百十三条の二第一項の規定により、次の事業を行う者から、次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があったので、同条第一項の規定により公告する。

平成十七年五月十八日

三戸地方農林水産事務所長 柿 崎 裕

土地改良事業の名称	事業を行う者	工事完了年月日
十六年災農地災害復旧事業 六一七	名 川 町	平成一七・三・二五
十六年災農業用施設災害復旧事業六一	〃	一七・三・二二
〃	〃	一七・三・二四
〃	〃	一七・三・二五
〃	〃	〃
〃	〃	〃
〃	〃	〃
〃	〃	〃

土地改良区の役員就任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、大堰土地改良区から、次のとおり役員就任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十七年五月十八日

上北地方農林水産事務所長 小山田 久

〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
六一一〇四	六一一一三	六一一二二	六一一一一	六一一一〇	六一一〇九	六一一〇八	六一一〇七	六一一〇六
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	一七・三・一九	一七・三・二三	一七・三・二三	一七・三・二五	一七・三・二六	一七・三・二五	一七・三・二六	〃

土地改良区の役員住所変更

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、大

役員区分	氏名	住 所	就任の年月日
理事	塚尾 光男	上北郡七戸町字藤森二〇の七九	平成一七・三・二六
〃	塚尾 勝安	〃 〃 〃 四	〃



堰土地改良区から、次のとおり役員住所変更の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十七年五月十八日

上北地方農林水産事務所長 小山田 久

役員 の 別	氏 名	住 所	住所 変更 の 年 月 日
理 事	檀 館 長 吉	旧住所 上北郡上北町大字新館字八幡四一の四 八 新住所 上北郡東北町大字新館字八幡四一の四	平成二七・三三
"	相馬喜代美	旧住所 上北郡上北町大字新館字八幡三 新住所 上北郡東北町大字新館字八幡三	"
"	花松 正隆	旧住所 上北郡天間林村大字花松字林ノ根三二 新住所 上北郡七戸町字花松林ノ根三二	"
"	田嶋 正通	旧住所 上北郡天間林村大字中岫字東道添五〇 の二 新住所 上北郡七戸町字中岫東道添五〇の二	"
"	町屋 光弘	旧住所 上北郡上北町大字新館字籠六の一 新住所 上北郡東北町大字新館字籠六の一	"
"	中岫 政志	旧住所 上北郡天間林村大字中岫字長沢下一〇 新住所 上北郡七戸町字中岫長沢下一〇	"
"	内山勝太郎	旧住所 上北郡上北町大字新館字屋敷添五七の 一 新住所 上北郡東北町大字新館字屋敷添五七の 一	"

監 事	柴田 瑞	旧住所 上北郡上北町大字大浦字堀ノ内五の二 新住所 上北郡東北町大字大浦字堀ノ内五の二	"
"	中岫 勇光	旧住所 上北郡天間林村大字花松字林ノ根三一 新住所 上北郡七戸町字花松林ノ根三一	"

土地改良事業の工事の完了

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百二十二条の二第一項の規定により、次の事業を行う者から、次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

平成十七年五月十八日

上北地方農林水産事務所長 小山田 久

土 地 改 良 事 業 の 名 称	事業を行う者	工 事 完 了 年 月 日
館野地区基盤整備促進事業（農道整備）	六 戸 町	平成二七・三九

土地改良事業の工事の完了

次の地区の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三十二条の二第三項の規定により公告する。

平成十七年五月十八日

上北地方農林水産事務所長 小山田 久

地 区 名	県営土地改良事業の名称	工 事 完 了 年 月 日
沢 田	一般農道整備事業	平成二七・二六
舟 場 向	"	一六・二七

5		4		3		2		1		番号
同 小 泊 分 館	北五教科書センター	南黒教科書センター	弘前市総合学習センター （非教科書センター） 予備展示のみ開催	中弘教科書センター	同 今 別 分 館	東青教科書センター	同 今 別 分 館	同 今 別 分 館	同 今 別 分 館	教科書センター名称 （弘前市総合学習センターを除く。）
小学校	高等学校	小学校 （ただし、 展示期間は のみ）	中学校	高等学校	小学校	高等学校	小学校	小学校	小学校	展示教科書
中泊町立小泊小学校	北津軽郡中泊町立小泊字砂山一〇七六一	五所川原市立五所川原小学校	五所川原市立五所川原小学校	五所川原市立五所川原小学校	黒石市立中郷小学校	弘前市立敏敏小学校	弘前市立時敏小学校	弘前市立時敏小学校	弘前市立時敏小学校	所在地及び使用する施設の名称
木 戸 繁 道	工 藤 継 雄	岩 崎 光 秀	工 藤 浩 一	小 山 順 造	森 内 嘉 一	鈴 木 互	鈴 木 互	鈴 木 互	鈴 木 互	管理責任者氏名
	六月六日から同月十五日まで （土曜日及び日曜日を除く。） 午前九時から午後四時まで	六月六日から同月十五日まで （土曜日及び日曜日を除く。） 午前九時から午後四時まで	六月六日から同月十日まで （土曜日及び日曜日を除く。） 午前九時から午後四時まで			六月二日から同月十六日まで （土曜日及び日曜日を除く。） 午前九時から午後四時三十分まで				予備展示期間及び時間
			下北教科書センターは、七月一日を除く。	ただし、 午後四時から 午前九時まで	（土曜日及び日曜日を除く。） 午後四時から 午前九時まで	六月十七日 から七月六日 まで （土曜日及び日曜日を除く。）				法定展示期間 及び時間 （弘前市総合 学習センター を除く。）

教 育 委 員 会

四 和	中山間地域総合整備事業（農道整備）	下田北部	農村振興総合整備事業（農道整備）
（農業用排水施設整備）		（農業用排水施設整備）	
一七・三四		一七・三五	

青森県教育委員会告示第八号

平成十七年度教科書展示会の開催時期及び場所等を次のとおり定めたので、教科書の発行に関する臨時措置法施行規則（昭和二十三年文部省令第十五号）第十一条の規定により告示する。

平成十七年五月十八日

青森県教育委員会教育長 花 田 隆 則

11		10	9		8	7	6	
同 五 戸 分 館	三 戸 教 科 書 セ ン タ ー	八 戸 教 科 書 セ ン タ ー	同 大 間 分 館	下 北 教 科 書 セ ン タ ー	野 辺 地 教 科 書 セ ン タ ー	十 和 田 教 科 書 セ ン タ ー	同 深 浦 分 館	西 教 科 書 セ ン タ ー
中 小 学 校	中 小 学 校	中 小 学 校	中 小 学 校	中 小 学 校 高 等 学 校	中 小 学 校	中 小 学 校	中 小 学 校	中 小 学 校
三 戸 郡 五 戸 町 立 五 戸 小 学 校	三 戸 郡 三 戸 町 大 字 川 守 田 字 関 根 二 五 の 一 三 戸 地 方 教 育 研 究 所	八 戸 市 諏 訪 一 丁 目 二 の 四 一 八 戸 市 総 合 教 育 セ ン タ ー	下 北 郡 大 間 町 大 字 大 間 字 狼 丁 三 七 の 二 大 間 町 立 大 間 小 学 校	む つ 市 立 桜 木 町 一 九 の 一 む つ 市 立 大 湊 中 学 校	上 北 郡 野 辺 地 町 字 寺 ノ 沢 四 二 の 四 野 辺 地 町 立 野 辺 地 小 学 校	十 和 田 市 東 三 番 町 三 六 の 一 十 和 田 市 立 三 本 木 小 学 校	西 津 軽 郡 深 浦 町 大 字 深 浦 字 寅 平 六 二 の 六 深 浦 町 立 深 浦 小 学 校	西 津 軽 郡 鱒 ヶ 沢 町 大 字 舞 戸 町 字 久 富 二 七 鱒 ヶ 沢 町 立 舞 戸 小 学 校
北 村 義 文	丹 新 也	阿 部 憲 行	佐 藤 健 介	辻 登 志 雄	佐 藤 幸 雄	鈴 木 俊 雄	新 谷 敬 司	青 山 孝 雄
五 月 三 十 日 及 び 日 曜 日 を 除 く。 （土 曜 日 及 び 日 曜 日 を 除 く。） 午 前 九 時 か ら 午 後 四 時 ま で	六 月 一 日 か ら 同 月 十 四 日 ま で （木 曜 日、土 曜 日 及 び 日 曜 日 を 除 く。） 午 前 九 時 か ら 午 後 四 時 ま で	五 月 三 十 一 日 か ら 六 月 七 日 ま で （六 月 六 日、土 曜 日 及 び 日 曜 日 を 除 く。） 午 前 九 時 か ら 午 後 四 時 ま で	六 月 七 日 か ら 同 月 十 六 日 ま で （土 曜 日 及 び 日 曜 日 を 除 く。） 午 前 九 時 か ら 午 後 四 時 ま で	六 月 六 日 か ら 同 月 十 六 日 ま で （六 月 十 日、六 月 十 四 日、土 曜 日 及 び 日 曜 日 を 除 く。） 午 前 九 時 か ら 午 後 四 時 ま で				

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭